

子どもの心のケアハウス運営事業について

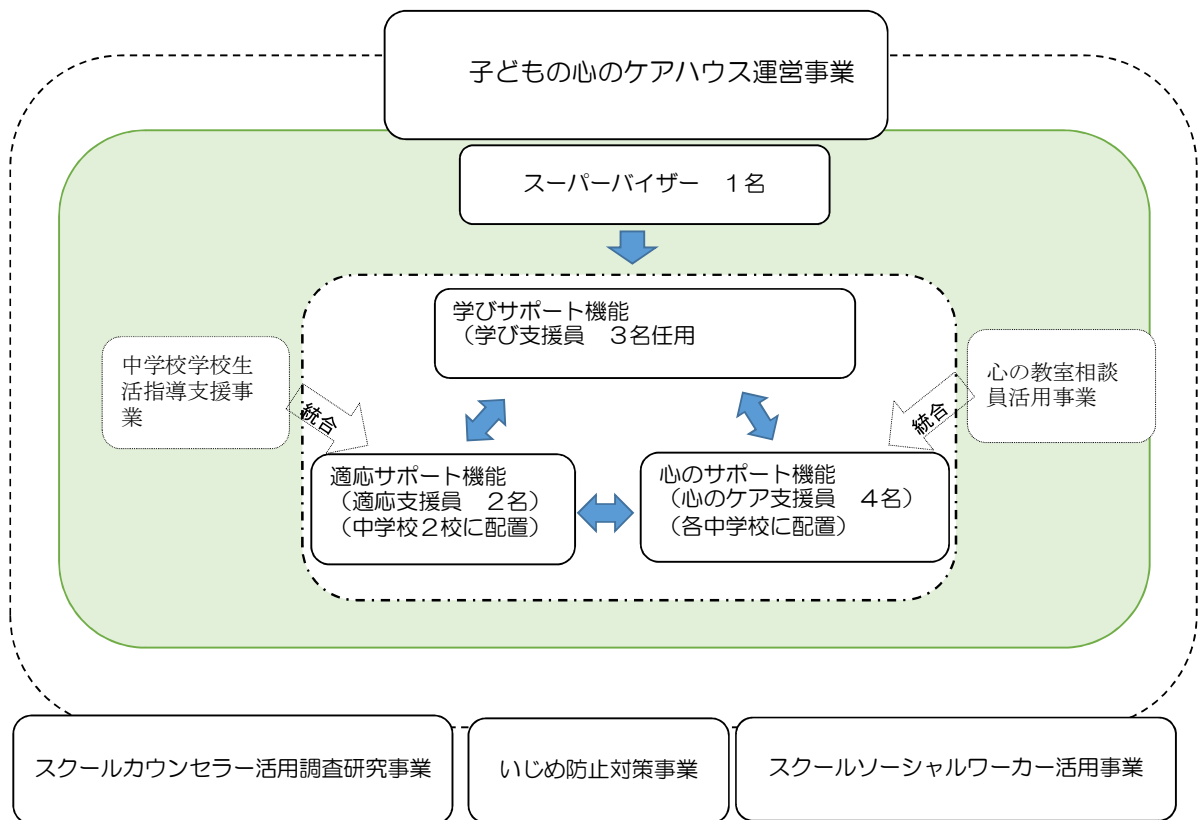
1 ねらい

近年、本市においては、小・中学校における不登校児童生徒の割合が全国平均を上回っている状況が続いていることから、早期の対応が求められている。

不登校・いじめ・心のケア等の対策として、新たに「子どもの心のケアハウス」を設置し、既存の「中学校学校生活指導支援事業」及び「心の教室相談員活用事業」を包含した「子どもの心のケアハウス運営事業」を構築することにより、不登校児童生徒の割合の減少、保護者の不安解消及び児童生徒の居場所づくり等、支援体制の拡充を図るものである。

なお、宮城県のみやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業の補助金を活用して行う。

2 体制



3 支援体制充実により期待される効果

- (1) 不登校、いじめ、心のケア等の対策に関する事業について、横の連携強化が図られる。
- (2) スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）と子どもの心のケアハウスのスーパーバイザーが連携して子どもの心のサポートに取り組み、SSW活用事業と子どもの心のケアハウス運営事業の連携強化が図られる。
- (3) SSW活用事業については、2名体制で教育相談等の機能強化・充実が図られる。